

議案質疑

(質疑) 口腔機能改善の指導とはどういうものか

(答弁) 誤嚥性肺炎や食事摂取量の減少を防ぐため、口腔内の清潔を保つための指導や舌の動きを高める口腔体操を実施

(質疑) 実施回数を一人につき週1回16週としている理由は

(答弁) 厚生労働省の運動指導プログラムに開講式や体力測定を加えた回数となっている

(質疑) 設定される3つのコースとは

(答弁) 1週間に火曜日コース、水曜日コース、木曜日コースを設け、参加者の住まいの地区ごとに北部、中部、南部とコースを分けるもの。また実施場所を週ごとに移動する予定

(質疑) 事業の対象者は

(答弁) 市内在住の65歳以上の高齢者で、独居または高齢者のみの世帯で移動手段がなく買い物に支援が必要であり、自力での歩行及び金銭管理はできる方を対象。介護保険の要支援認定者の参加も可能

(質疑) 負担金を300円とした理由は

(答弁) 一人当たりの経費が3,000円程度と見込まれ、1割を本人負担としたもの

(質疑) 市内全域を対象としているか

(答弁) 市内全域を対象

① 一般会計予算中 介護予防教室事業 (街なか元気アップ教室事業)

(質疑) 事業の概要は

(答弁) 公民館等で実施している高齢者の介護予防教室(元気アップ事業)の参加者を委託業者のワゴン車等で商業施設まで送迎し開催するもの

(質疑) 現在の高齢者の介護予防教室の開催箇所数は

(答弁) ほほえみ館や老人福祉施設、校区公民館19ヶ所で46教室

(質疑) 開催予定の中心市街地の商業施設とはどこか

(答弁) 佐賀玉屋周辺、エスプラッツ周辺、佐賀駅西友周辺を予定

(質疑) 商業施設で元気アップ教室を開催する理由は

(答弁) 商業施設で開催し買い物支援を組み合わせることで、介護予防の推進と高齢者の自立した生活の支援を図る

(質疑) 専門の健康運動指導士の人数は

(答弁) 市内では46名

◆ 2月定例会で可決した意見書 ◆

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、給水管等の工事を行う際、水道事業者の指定を受けた工事事業者が施工することとされ、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準により運用されている。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査により、所在不明な指定工事事業者が約3千者、違反行為件数が年1,740件、苦情件数が年4,864件あるなど、トラブルが多発している実態が明らかとなった。

これは、現行制度では水道事業者が行う指定工事事業者に対する講習会等への参加は任意で、強制力がなく、指定工事事業者の技術力や実績等を継続的に確認することができないためである。また、一度指定されると工事事業者は指定されたままになり、事業の廃止・変更などの実態把握が極めて困難となっている。

水道が生活密着型のインフラであることに鑑み、水道事業者は工事事業者に対し、配管技能者の配置が適正であるかを確認し、不適格事業者を排除するとともに、適切かつ継続的なメンテナンス体制を確保する必要がある。

よって、国においては、建設業と同様に現行制度に更新制を導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

佐賀市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
宛



傍聴に行こう！



庁舎の改修工事に伴い、平成29年2月定例会から右図のとおり傍聴入口が新しくなりました！

庁舎東側に新しく出来たエレベーターで、2階へおいでください。

市内の方でも市外の方でも、誰でも議会の傍聴することが出来ます。



傍聴入口

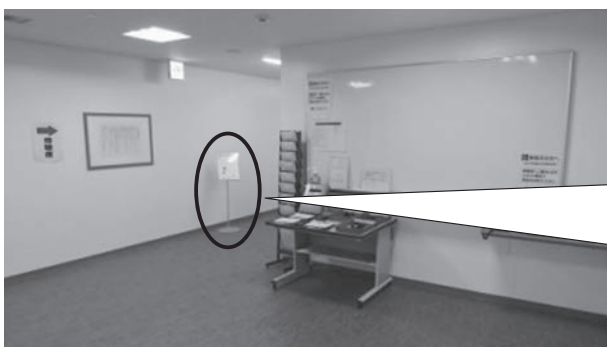


エレベーターの前に、新しくスロープも設置したので、どうぞご利用ください。

受付には会議資料があります。
ご自由にお取りください。
傍聴席は通路奥になります。



傍聴入口がエレベーターになったんだね。



受付



傍聴席から

※車椅子の方や足の不自由な方も傍聴出来るように議場内にもエレベーターを設置しています。職員がご案内いたしますので、受付備え付けの電話で議会事務局へお電話ください。音声聞き取りにくい方のために補聴システムを用意しております。どうぞご利用ください。